

平成 28 年度

第 4 回総務文教常任委員会会議録  
第 2 回総務文教分科会会議録

平成 28 年 6 月 8 日

宍 粟 市 議 会

平成28年度第4回総務文教常任委員会会議録

日 時 平成28年6月8日(水曜日)

場 所 宍粟市役所501会議室

開 会 6月8日 午前9時36分

次 第

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 調査・協議・審査事項

(企画総務部)

継続調査

宍粟市人口ビジョンと地域総合戦略に関する事項について

その他報告事項

県立森林大学校の開設準備状況について

(まちづくり推進部)

審査事項

第73号議案 消防ポンプ自動車購入契約の締結について

継続調査

地域おこし協力隊に関する事項について

その他報告事項

公共交通要望事項について

人権施策推進計画の取り組みについて

(教育委員会)

審査事項

第70号議案 宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第74号議案 教育用タブレットPC・大型モニター購入契約の締結について

継続調査

学校規模適正化・幼保一元化推進計画進捗状況について

その他報告事項

平成28年度スクイム市派遣事業について

学校給食センター異物混入状況及び対策について

その他

#### 4. その他

閉会中の継続調査事項について

宍粟市人口ビジョンと地域総合戦略に関する事項について（企画総務部）

地域おこし協力隊に関する事項について（まちづくり推進部）

学校規模適正化・幼保一元化推進計画進捗状況について（教育委員会）

#### 5. 閉 会

#### 出席委員

委員長	高山政信	副委員長	西本諭
委員	稲田常実	委員	岸本義明
”	山下由美	”	伊藤一郎
”	秋田裕三（議長）		

#### 出席説明員

##### （企画総務部）

企画総務部長	中村司	企画総務部次長	名畑浩一
企画総務部次長	世良智	地域創生課長	山本信介
総務課長	三木義彦	財務課長	砂町隆之
財務課副課長	小椋憲樹	秘書広報係長	西嶋知栄

##### （まちづくり推進部）

まちづくり推進部長	坂根雅彦	まちづくり推進部次長	平瀬忠信
まちづくり推進部次長兼人権推進課長	富田健次	市民協働課長	樽本勝弘
人権推進課副課長	柴原宏二	人権推進課副課長兼係長	大田敦子
消防防災課長	田路仁	消防防災課副課長	鳥居長則

##### （教育委員会）

教育部長	藤原卓郎	教育部次長	前田正人
学校教育課長	山本哲史	教育総務課長	橋本徹

こども未来課長 中尾善弘

社会教育文化課長 田路正幸

こども未来副課長 福井由貴

給食センター所長 大前和弘

事務局

次 長 上 長 正 典

( 午前 9 時 3 6 分 開会 )

高山委員長 それでは始めさせていただきたいと思います。

梅雨に入りまして、少しうっとうしい天気が続いています。それではみなさま方お身体のほう特に気をつけていただきたいと思いますなと思っております。

先般大変明るいニュースが入ってまいりました。北海道で行方不明になった男子が無事見つかったとあって、本当に国中が歓喜に沸いたんじゃないかなとこのように思っております。そういった明るいニュースもございますし、舛添知事がですね、いろいろと汚職をされておったんですが、何か暗いイメージを我々も大変なところもございます。そういったことで梅雨明けも待ち遠しいんですけどもいよいよ梅雨に突入いたしました。そういったことで、本日もよろしくお願いしたいと、このように思っております。

いよいよ70回の定例会の付託をされました議案の審査に入らせていただきたいと思います。慎重審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

挨拶にかえさせていただきたいと思います。よろしくお願い致します。

それでは総務文教常任委員会の開会を宣言させていただきたいと思います。

それでは総務企画部の報告でございます。継続調査、その他の報告事項ということでよろしくお願いを申し上げます。

#### 【継続調査及び報告事項を実施】

高山委員長 ほかに。ないようですか。

( 「なし」の声あり )

高山委員長 ないようでしたら企画総務の関係審査を終わりたいと思います。

大変御苦労さんでした。

午前 1 0 時 2 2 分休憩

---

午前 1 1 時 0 7 分再開

高山委員長 早速でございますけれども、第73号議案の審査を行いたいと思います。

資料に基づいて説明をしていただきたいと思います。大変失礼いたしました。

平瀬次長。

平瀬まちづくり推進部次長 そしたら総務文教常任委員会資料の16ページをごらんいただきたいと思います。第73号議案 消防ポンプ自動車購入に係る契約の締結に

つきまして説明させていただきます。消防ポンプ自動車購入の内容につきましては、市配備の機動分団の消防ポンプ自動車及び機動部の消防ポンプ自動車または積載車につきまして、原則20年経過の車両につきまして配備車両更新契約に基づき順次更新をしていくものでございます。平成28年度は山崎支団の第3機動分団と千種支団の第1分団第2機動部の消防ポンプ自動車2台について、緊急非常時に十分な消防力を発揮できるように買いかえをさせていただくものでございます。

なお、購入につきましては平成28年5月20日に開札をしました結果、株式会社藤井ポンプ製作所と購入金額3,499万2,000円で平成29年3月6日導入の契約を締結するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

高山委員長 説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。

山下委員 すいません、教えてください。

高山委員長 山下委員。

山下委員 消防ポンプ自動車CD-1型というのはどんなような内容の消防自動車になるんですか、機種というか整備内容というのか。

高山委員長 田路課長。

田路消防防災課長 今回購入します消防ポンプ自動車CD-1なんですが、これは消防車両本体と放水しますポンプ、これが一体型となりまして消防のポンプの動力によって放水するという消防自動車となっております。

高山委員長 わかりますか。

田路課長。

田路消防防災課長 もう1台積載車という種類があるんですが、積載車というのは消防自動車に今度はポンプだけを、別の取り外しができる小型のポンプを車に乗せて消防活動を行うそれが積載車で、このポンプ自動車というのはポンプ自体が自動車と一体となっているとそういう構造になった消防自動車となっております。

高山委員長 田路課長ですね、大変大きな金額をもって購入されるんだと思うんですけど、資料ですね、やはりその姿、消防自動車の姿ぐらいは添付できなかったのかと思うんですけども、やはりそういったあたりで説明して、今山下委員が説明されたんですけど、積載車はこれですよとか、ポンプ自動車はこれですよというぐらい説明はされなかったらいかんのじゃないかなと思うんですけども、ちょっと配慮が足らなかったのじゃないかなと。事前に資料を請求すればよかったんですけども。

高山委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 非常に申しわけございません。目で見るとイメージしていただくということも大事なんで、今回そのあたり抜かっておりまして申しわけございません。

高山委員長 秋田議長。

秋田議長 先般たつので防災訓練があったでしょう、総合の、西播磨全域の。自分もずっと朝から終わるまでおったんですけどね、宍粟市の分団の車両が小さい。きょうのこれも今委員長から指摘があったように、自分としてははしご車から化学車からとそういうことを言うんじゃないんですけど、せめて隣町と同等の消防車というのは欲しいんです。それがやっぱり消防の現場に当たられる人の意欲にもなるしね、片っぱ5,000ccの車で行きよる、こっちは2,500やというのではちょっとせがないなということあってね、そういった意味でこの資料もつけてくれて、こういうやつだつてやつにしてもらったら、それをそのうち落札した後ね、購入して実務に当たられる消防団員の皆さんの意欲にもつながるしね、ちょっと自分としては宍粟市の消防の設備はやや小さいんでさみしかった。もうちょっと大きいやつバッチリ、せめてたつの市並みのやつしゃつとしな。

稲田委員 狭い道入らんのちゃう。

秋田議長 それをその予算を云々じゃなしに参考意見に言いよんじゃわ。

高山委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 他市町の消防団の消防ポンプと大きさが違うのかという認識が私はなかったものですから、常備消防とは違うんだらうと思うんですけども、ちょっと確認をしてみて、能力という部分で地元分団とも調整をしながら機種考えておりますんで、そのあたりを含めて団本部とも調整をしたいと思います。

余談ですけども、昨年からこれまではミッションの消防自動車、積載車だったり消防ポンプ車だったりしたんですが、近年の限定の免許を取られる若い消防団員もいるということが現実的に起きておりますんで、少し高くなるんですけどもミッションではなしにオートマの車両にしてきたということで、改善はしてきてますので、今議長言われた部分について確認をして、団本部とも調整したいと思います。

伊藤委員 ちょっとだけ聞かせて。

高山委員長 伊藤委員。

伊藤委員 これ2回の入札になってますよね、それで予定価格よりも大きくなって、こういう入札で予定価格を超えるようなことはあんまりなかったんやないかな

と思うんやけど、理由はあるんですか。

高山委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 予定価格を決める段階で私のほうは入っていませんので、具体的にどういう形で予定価格示されたかというのはわからない状況であります。ただ、こういう状況が生まれたというのは業者さんから聞くところによると、熊本地震によって車両の部分が入りにくくなっているという部分があるというようなことも聞いておりましたんで、若干高くなる可能性も総高で、推測ですけども、そういうことがあったのではないかなという程度でございますけども、そんなことを聞きました。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 この入札見て多分姫路とか大阪も入ってたんやけど、これ今言ったモリタ製ということなんでモリタポンプいうたら三田かどっかにあるとこやないですかね、これ。

大阪やねあれ、ほとんどそこがつくりような説明を受けたんやけど、みんなここに発注するような形じゃないかなと思うんやけどね、何でそこが、直に入れるのがどうかそれは別として、宍粟の業者が別に落とせるわけじゃないんで、何でそこが業者名に上がってないのかちょっと。全部つくれるところじゃないですよ。

西本委員 モリタポンプってメーカーちゃうん。

高山委員長 平瀬次長。

平瀬まちづくり推進部次長 ポンプについてはそこに上がってます業者は全て自社で製造されている会社ばかりだと思います。モリタ製というのは最終的にでき上がった車をモリタ製という言い方をされとるんかなと思いますので、例えば岡本ポンプであれば岡本ポンプでもちゃんとつくれますので特にそれはないかと思います。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 そしたら消防車には藤井って入るんですか、モリタですか。

平瀬まちづくり推進部次長 藤井って名前は入りますけど、でき上がった状態のものはそれはモリタ製やという言い方をされとるんやないかなというふうに思います。その会社でつくったから。

稲田委員 そのモリタっていうところは大きなとこなんですけど、そこは直では販売はしていないということですね、そしたら。皆、いうたらディーラーみたいな扱いで直に販売するんじゃないかと。

高山委員長 次長。



平瀬まちづくり推進部次長 公募型で競争入札させていただきました。たまたま森田さんが参加されなかったんじゃないかということで。

伊藤委員 わかりました。

高山委員長 ほかに。西本委員。

西本副委員長 消防ポンプそれぞれ市内で更新があると思うんですけど、その更新予定とかそういうのは出てるんですか、計画は。

高山委員長 消防課長。

田路消防防災課長 消防ポンプにつきましては、初年度登録から20年を目途に随時更新していく計画をしております、現在市内の市配備のポンプにつきましては順次計画的に更新していく計画がつくられております。

高山委員長 平瀬次長。

平瀬まちづくり推進部次長 今田路課長から申しあげましたように、順次更新をする市配備の関係の保有状況について、参考までに申しあげておきます。消防ポンプ自動車については全体で16台、積載車については18台、合計34台を市配備の車としておりますのでこの34台を順次更新はさせていただきます。

高山委員長 西本委員。

西本副委員長 ということは一定くるっと回ったら、また次のあれ出てくるということ。20年いうたら。

高山委員長 よろしいですか。73号議案についてはほかに御意見・質疑等ございませんか。

(「なし」の声あり)

高山委員長 それでは続きまして手元に配付されております資料に基づきまして報告をしていただきたいと思います。

#### 【継続調査及び報告事項を実施】

高山委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

高山委員長 それではないようでございますので、まちづくり推進部の審査をこれで終了したいと思います。

大変御苦労さまでした。

午前11時46分休憩

---

午後 1時23分再開

(教育委員会)

高山委員長 引き続き審査をお願いをいたしたいと思います。

70号議案と74号議案の説明を先にお願ひしたいと思います。

高山委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 第70号議案につきまして、御説明をさせていただきたいと思ひます。本議案につきましては、発言通告岡前議員さんの発言通告により、この条例改正によって、どのような影響が宍粟市内において考えられるのかということも聞かれておりますので、そのことも含めまして御説明をさせていただきたいというふうに考えております。

お手元の資料、簡略化した補足資料をつけておりますので、これによって条例の中身について御説明を申し上げます。

今回の条例改正は平成27年4月にスタートした子ども・子育て支援新制度に合わせて、市が認可をすることになった家庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業、学童保育事業のことでありますけれども、この2つの施設の設備及び運営に関する基準を定める条例、2つの条例の一部を改正しようとするものであります。

この改正の目的は国において1億総活躍社会の実現に向けて幼児教育、保育施設の待機児童問題がクローズアップ、注目される中で保育士の不足問題に対応するために、国として当面の間の措置として保育士の配置要件の弾力化を図ることになったことに伴うものであります。具体的には本資料の赤字の部分について改正を行うわけですが、主に4つの点がござひます。

1つ目といたしまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の、第28条及び第43条において、保育室を4階以上の階に設置する場合の避難用階段の設置について建築基準法施行令が改正されたことに伴ひ、本条例の規定を改正しようとするものであります。

2つ目といたしまして、同条例の第23条、第29条、第31条、第44条、第47条及び放課後児童健全育成事業の条例の第10条において、国家戦略トップ内における地域限定保育士の制度導入に伴う改正であります。この地域限定保育士につきましては、この特区内の指定された区域内において、年に1回保育士の試験が行われておる国家資格でありますけれども、特区内では年に2回試験を行うことで保育士を確保しようという試みであります。

3 点目といたしまして、附則第 7 条において職員の最低配置基準となっております子供の月齢に応じて算定した保育士数の合計が 1 名となる場合は、ただし書きの規定によりプラス 1 名ということで最低 2 名の保育士の配置が現在必要ですが、そのプラス 1 名について当分の間、保育士と同等の知識と経験を有するものに読みかえることができるという規定でございます。

4 点目といたしましては、附則第 8 条から第 10 条において 1 日に 8 時間を超えて開所する場合に、特に朝夕等の児童が少数となる時間帯において最低配置基準である保育士 2 名のうち、その 1 名を同等の知識と経験を有すると認められるものにかえることができるという規定でございます。また、同じく担任等を除き、全体の 3 分の 1 を超えない範囲で幼稚園教諭や小学校教諭、並びに養護教諭を保育士としてみなすことができるという改正であります。いずれにしましても、宍粟市内にはこの規定の該当となる家庭的保育事業等の保育施設がないことから、直接的な影響についてはありませんけれども、今回の改正は国が従うべき基準として全国一律に示しているものでありますので、国の準則通りの提案としております。

御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

高山委員長 70号議案に対しての説明が終わりました。

ただいまより質疑に入ります。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 当市に施設がないということで、今後どうなっていくかは別とするんですけど、先ほど説明があった朝夕の職員が少ない、少ないいうんか子供の少ないときに、職員と同等の資格というんか、それはどういう、市長判断ですかそれは。

高山委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 今兵庫県のほうでこの認定研修というものを考えていただいております。その研修を修了したのものとして考えております。今のところはまだ県の方から具体的なあれは届いていないんで、県のほうからメールでは今整理をしておりますということで届いておりますので、そのように考えております。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 決まっていないということで、恐らく保育士になるのに取った資格よりは簡単やと思うんですね、その辺が事故っていつ起こるのかわからんですけど、例えば朝夕とかに、やっぱりちゃんと資格もった人でも事故があると思うんでね、その辺がこれ基準がゆるんでくると今休んでおられる保育士の方の掘り起こしも同時に行われと思うんですけども、これは優先順位から言うとどうなんですか。や

っぱりその家庭的保育事業に保育士のOBとかいうたらなかなかこないけど、ちょっと働いてもええわと、パート的にされるかたもあるから、その方経験もあって大丈夫やと思うんですけども、今おっしゃったような県の資格がはっきりしない状態でこの条例、なかなかうんていうのも難しい状態なんですけども。

高山委員長 前田次長。

前田教育次長 今回の条例、議案につきましては、あくまでも家庭的保育事業の設備その部分だけなんで、宍粟市に国家戦略とかそういう関係のところもありますし、それから家庭的保育事業、小規模そういうの全然ないんで、今言われたんは直接は全然関係ないんです。それで稲田委員が言われたんは、市の保育所の今ある現在の保育所についての対応については今度県のほうから詳しいんが出てくるんですよ、今ある保育所については今回の条例とはまた一つ違いますんで、そこは決まっていらないのに今度の条例はあかんとかいう話にはないんですよ。今回の条例はあくまでも、うちが今既に持っている家庭的保育事業の設備運営に関する基準のこちらのところだけのがうちの今回の議案としては関係するところなんで、そこだけは区分だけしとってほしいんです。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 ということは、赤字の部分が今までと変わったところですよ、今まで決まっていた。ほんでこの今あった説明って、赤字の部分以外の説明もあったということですか。

前田教育次長 赤字の部分で。補足の条例提案と合わせて見ていただきたいです。

稲田委員 となると今さっきあった。さっき質問したことはどうであってもこの条例改正には関係のないということですかね。それも含めてこの条例改正じゃないんかいね。

高山委員長 前田次長。

前田教育次長 細かく言えばこの家庭的保育の中に今言った附則の部分、稲田委員が質問されたところはあるんですけども、それをおって県があとで詳しく出してくるというのがあって、今のところうちにはないですから、そこが決まらないからそこというのは違うかなという、今うちの中では家庭的保育事業・小規模保育事業・事業内保育事業というこれの法律、この条例に基づく新しい施設は今のところ一つもありませんので、そういう意味です。

稲田委員 条例ってそんなもんやったんや。

中尾こども未来課長 済みません。ちょっと1つ戻ってこども未来課で説明させて

いただきます。

この3月に国において保育士の不足問題に対応するために、いろいろとこういう解消策が規制を緩和するような形で出てきております。民間の私立の保育園、それから公立の保育所、こども園というような施設があるわけなんですけども、私立の事業者さんにもお集まりいただいて、宍粟市の考え方としましてこの緩和については保育士が不足が著しい、待機児童がかなりたくさんふえておる地域に向けて、国が配慮しているものなんで、宍粟市内においては当面の間については今までどおり、法律でありますので今までどおりというわけには、国が改正してますのでいかないんですけども、運用の部分で今までどおり、最低2名の部分については、保育士今まで配置をしていただいておりますので、それを継続していただくようにということで御説明は民間のほうにも公立にもさせていただいているところであります。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 そやからね、例えばこういう事業所をしたいというところが出てきたときに、現時点の条例じゃなくて新しい改正した条例でされるわけでしょう。そうなった場合に、今僕が質問したようなことが出てきた場合には県の判断を待つということですか、そのときも、具体は。

高山委員長 前田次長。

前田教育次長 資格の準ずるいうところについてはそれはもうすぐ出るとは思うんですけど、それだけは待つということで。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 今後のこと考えないで、今現在の時点でこの条例の改正の判断いうことやね。

高山委員長 前田次長。

前田教育次長 そうなると具体的なんは出ていないけど、ただその子供を守るということがありますんで、当分の間保育士に準ずるいうことでなりますんで、ほんまに不適正な資格いうんは絶対に出てこないと思いますので、そういう意味になります。

高山委員長 山下委員。

山下委員 今説明していただいて、説明していただいたことはわかったように思ったんですけど、例えば今後宍粟市でこの家庭的保育事業とか、小規模保育事業とか、事業内保育事業とかを行いたいという事業所が出てきた場合、プラス1名の方は保育士と同等の知識を持つ方ということで、法律上は事業を始めることが可能になるというふうに捉えたらいいんですか。

高山委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 あくまで標準の8時間の時間を超える部分で緩和されているものでありますので、先ほど申し上げましたように担任等の主要な部分については緩和はされておりませんので、まず保育士が足りているかどうかということを確認をさせていただく中で、どうしても一部足りていない部分についてはそういうこともこの法令に当てはめて判断をすることになるというふうを考えております。

高山委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

高山委員長 70号議案については終結をさせていただきたいと思えます。

続いてですね、第74号議案、説明をいただきたいと思えます。

高山委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 74号議案、2ページとなります。教育用タブレット・PC大型モニター購入の概要についてのものです。契約なんですが、開札日は平成28年の5月19日に行いまして、契約額と落札額49,545,000円でありました。契約先につきましては宍粟市山崎町中広瀬117番地12イトーオフィスサービス株式会社です。納期につきましては、契約の日から28年の10月31日までとしております。議会の議決をいただいた後、本契約を締結する予定であります。納入場所につきましては、市内の11小学校と本庁としております。また購入の物品の概要につきましては、タブレット型PCを99台、そして大型モニター55インチテレビを99台、また授業支援システムとして11セット、これは11小学校分です。先端サーバーの構築として一式としております。別紙の3ページ以降の仕様につきましては、この今回の備品購入に当たり仕様明細としておるものでありますので、また小さな数字が書いておりますけれども、御確認をいただければと思っております。

74号議案の説明につきまして、以上とさせていただきます。よろしく願いいたします。

高山委員長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

岸本委員。

岸本委員 私が聞いてもわからんこと聞くんじゃけども、この内訳わかるんですか、金額の。合計は4,954万5,000円じゃけども、タブレットPC99台で幾ら、大型モニター99台で幾ら、そういう内訳出とんですか。これは契約課のほうで聞かないかんの。

橋本教育総務課長 事前に確認してるものがありますので、4,954万5,000円のうち、

金額でタブレットが664万2,865円ということで、順にこれ申し上げてよろしいでしょうか。

岸本委員 はい。

橋本教育総務課長 周辺機器55型の液晶テレビであったり、取り付け金具等含めてなんですけれども、1,697万9,367円。

それでは最初から、タブレット型PCは664万3,000円。

次、液晶テレビ55インチのものが1,697万9,000円、タブレットPCに入れるソフトウェアなんですけど202万4,000円、授業支援システムスカイメニュー等ですが、1,149万円。センターサーバーが308万3,000円、あと機器取り付け作業であったり、既存のものの移動であったりで565万6,000円、今直工で4,587万5,000円となります。四捨五入の関係で若干最後数字が合わないかもしれませんが、それに税込みということで4,954万5,000円となります。

岸本委員 簡単に最初の部分だけでいきますとタブレットが99台、まあ100台で664万、ということは1台が6万6,000円ほどというふうに考えていいわけやね、それが高いんか安いんか私はちょっとわからんけど。

高山委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 段階でいきますと、委員がおっしゃられましたようにタブレットPCは100台で6万6,000円ほどの単価なんですけれども、それを動かすに当たってのソフトウェアが入っておりませんのでソフトウェアが202万4,000円であったり、授業を構築するための授業支援システムが1,149万円となります。単体で6万6,000円、動かすように仕組みを入れていくともう少し高い単価になるということをお願いいたします。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 これ工事入札になつとるんで物品とはまた違うと思うんですけども、予定価格とかはこれがないもんなんですけども、普通。

前田教育次長 議案書の後ろに参考資料としてつけておる、開札結果表のところに予定価格税抜きというのが書いてある。予定価格というのは一応設定はしております。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 市内でみるとやはりこの関係に強いところがずっとされてるようなんですけども、僕らもこの金額がオープン価格みたいに変わるような世界なんで、どの辺が高くてどの辺が安いのかという判断基準が難しいんですけども、いつも思うんで

すけども、普通の工事であれば指名であったり、いろいろな方法は取られんねんけど、この関係はいつもこの3社で、これは何かその市内の業者を優先ということでされてるんですかね。額が大きくないですか。

高山委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 今応札いただいた3社ですけれども、宍粟市内の業者ということで、公募型か指名型かということで、公募型入札とさせていただいております。3社に指定したものではありません。

高山委員長 山下委員。

山下委員 これらの機器の耐用年数とかと、メンテナンスに係る費用とかはどんなふうな形になりますか。

高山委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 備品でありますので、また物品になりますので耐用年数、また破損等はあるとは思いますが、現在維持管理に係るものとしては予算計上及び計画はしておりません。ただ耐用年数であったり、あとパソコンを動かすのにソフトウェアというのは必須のものでありますので、ソフトウェアが現在の教育環境に合わないといえますか、より授業を進めるに当たってソフトウェアを更新するほうがいいということになりましたら、ソフトウェアだけの更新というのは将来出てくることもあるかもしれませんが、今現在は導入したもので事業を展開し、また検証も行っていく予定でしております。

高山委員長 委員長交代。

西本副委員長 高山委員。

高山委員 稲田委員の関連なんですけれども、3社が入札に参加されておるんですけれども郵便入札ですから業者さん市内の、まだほかにもおられるんじゃないかなと思うんですけれども、そのあたり何社ぐらいで入札というか、業者というか該当業者さんがおられるかな。わかりませんか。

橋本教育総務課長 登録をいただいておりますところ全てがなんですけど、何社かというのは申し上げられなくて。

高山委員 この3社だけが入札に参加されたということで、解釈させていただいて。

橋本教育総務課長 そのとおりで理解していただいたら結構です。

稲田委員 公募をもっと広くしたらいいんちゃうの。

橋本教育総務課長 応札されたのが3社ということで。

高山委員長 西本委員。



西本副委員長 確認なんですけど、3社とも例えば備品なり何なりメーカー、それぞれ違うメーカーを提案しとってんですかね。それとイトーサービスさんはとったけども、関連の機器とのつなげ合わせは全然関係ないもんなんかと思って。

高山委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 その機械なんですけども、メーカーは統一しているものでありませんので、応札されたところの、このメーカーで納品したい、入札したいというところがそれぞれありますので今回はイトーオフィスさんが応札されたところから物品を買いますが、その品物については統一されたものでは3社とも同じではありませんでした。

高山委員長 前田次長。

前田教育次長 追加やけど、入札の仕様として最低限はこれ以上の規格をもっているこというのを条件にいれておりますんで、それで統一はさせていただいて、それ以上やったらオッケーということで、いよいよその契約の段階に当たりましては、何を入れるかいうのはこの仕様書を出してもらって、今つけているのが応札されたところの仕様書ということで、イトーオフィスさんでしたらこの場合、製品は富士通のを入れてOSはWindows 10、こういうのが入れられたいものになっております。入札に当たっては最低限のどこ、これ以上の規格を有するいうのは入れて入札をしていただいている。

西本副委員長 同時にセキュリティとかメンテナンスとかがあると思うんですけども、その辺のことも含めてのですかね。

高山委員長 前田次長。

前田教育次長 そこにつきましても、ここの仕様書につけてある保守とかそういうところ、この文言についてもそういうの入れて出しておりましたんで、そのようにさせていただいて。

西本副委員長 オフィスも。

前田教育次長 見積もりの段階でその業者に対して、こういう最低保証はついておるといふものだったので条件をつけて仕様書を出している。

高山委員長 よろしいですか。

西本副委員長 入札率が98.7ぐらいで非常に高い率が出とんですけど、やっぱりこのぐらいのもんなんですかね。もうちょっと。

高山委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 落札率といいますか、予定価格を組むときに当たっても応札し

ていただき、落札できるものとして予定価格を組んでおりますので、もっと安い価格で落ちればということかとは思いますが、予定価格を組んだときにその想定範囲の落札に応じられるだろうという中では想定いたしておりますので、これより高い予定価格を組むとかそういうことは全然しておりませんので、このとおりの落札価格となっておりますので御理解いただきたいと思います。

高山委員長 西本委員。

西本副委員長 パソコンの業界とかはどんどんどんどん新しいものができて、ちょっと半年ぐらい古かったらもう、いう世界があると思うんです。それは大丈夫やね、そういう意味では。

高山委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 今回の物品の選定及び納期及び納付していただく備品についても当然時期等踏まえ、また物品が時代おくれにならないものということで選定しておりますので、それは確かでございます。

高山委員長 岸本委員。

岸本委員 契約課のほうで聞かなわからんのかいね、非常に細かい仕様書が書いてあるんですよ、処分しても今まであったものを60台処分代も入って、液晶テレビも台に置くだけやなしに壁かけの場合と、つるす場合とか全部学校によって違うし、それによって全部細かい明細書つきに金額が出とんですか。処分代で何ぼ、壁かけの場合で何ぼ、置く台は何ぼいうてずっと細かに出とんですか。それは予定価格つくるときにそんだけのもん見積もってちゃんとやとんですか。

高山委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 予定価格の設定の折に、その積み上げは当然しております、落札をいただくときに1種1品ごとの落札はいただいておりますのでそれにつきましては予定価格からの請負価格ということで、判断し計算しております。

高山委員長 交代をお願いします。

西本副委員長 高山委員。

高山委員 当然この議案とは少し離れておるんですけども、当面これ全校生徒に行き渡るといのはまだ先のことかなと思うんです。計画性としては、私も武雄市のほうへ行きましたら、大変あそこは進んでおってですね、全小・中ということでタブレット端末を持たせるという取り組みをやっておりました。そういうことですね、将来的にですね、やはり全校ということは考えておられるものかどうか、そのあたりだけでも少し伺ったらなと思います。

西本副委員長 前田次長。

前田教育次長 今のところ考えておるのは武雄市みたいに一人一人に渡すところまで考えておりません。先生が持って大きなブラウン管からのテレビを各教室においていう格好で考えております。それで一応去年戸原とか波賀とか入れさせていただいております。それを今回市内の小学校全部に入れさせていただいて、来年度計画しておりますのは中学校に先生用のタブレットと大きなモニターを入れさせていただくということまでは今のところ計画しております。あとできましたら特別支援学級のところにタブレットみたいなのを入れられたらなあということまで、全生徒までにタブレットというのは考えておりません。

高山委員 当然のことながら、先ほど次長のほうから説明があったんですけども、将来的にはそういうふうになっていくだろうと思うんですけども、今回導入された機器についてですね、新しい機器との整合性いうたら何かこう、言い回しが悪いんですけど、そういったことでの将来性のことも考えての機器ということでのよろしいんかいな。

西本副委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 今現在コンピューター教室が学校にありまして、そのキーボードを用いて児童は学んでおります。その中で先ほどありましたように、時代の環境の変化、タブレットを用いる、また先生指導においても従来の1対30とかそういう中でのパソコンの指導を超えて、大型モニターを使って視覚による指導とかそういったこともありますので、今回このタブレットPCにつきましても既存のシステムはこれによけてしまうということではなくて、用いながらなおかつ友好的にコンピューター学習ができるようにということで今回計画し、設定を配置をさせていただきました。将来的には先ほど中学校であったり、全児童への取り込まれておるところもありますけれども、そのコンピューターの将来性とかまた学習の進め方というのは新しい研究の成果も出てくると思いますので、それはまた研究を進めたり、学校とも調整をしていきたいと思っております。

高山委員 わかりました。

高山委員長 ほかにございませんか。

それではないようでございますので、74号議案についての審査を終わらせていただきたいと思えます。

引き続き、休憩取らなくてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

高山委員長 引き続き資料に基づきまして、説明していただきたいと思います。学校規模適正化ですか。説明をしていただきたいと思います。

【継続調査及び報告事項を実施】

高山委員長 ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

高山委員長 それでは教育委員会の関係審査をこれで終了とさせていただきます。

大変長時間御苦労さまでございました。

(「御苦労さんでした」の声あり)

午後 2時36分休憩

---

午後 2時37分再開

高山委員長 そのままいきましょうか。

当委員会に与えられました付託案件、その他等終了いたしました。何かこの中でですね、自由討議というか少しもうけたらいいかなと思うんですけど、何かございましたら、意見等がございましたらおっしゃっていただいでですね、どんどん深めていただきたい、このように思っております。

まず、1点目はですね、この人権施策推進計画というのがまた新しい取り組みということで方向づけが少し出てきたようなんですけども、大畑議員のほうからもう少しこう丁寧に審査してもらったらどうやという話があったんですけど、主な意見が出なかったということは報告させていただいております。その後ですね、何か思いつくところ、意見等がございましたらおっしゃっていただいたらなと思っておりますが、きょうはもう資料持ってきておられないとは思うんで。

計画書は出てきまして、きょうはもう少し進展したんじゃないかなと思うんですけども、ホームページのほうで流しますということで。

委員会としてももう少し市民の方々にわかりやすく説明してくれないかなということで、それに応えていただいたんじゃないかなとこのように思っております。

稲田委員 あれ結果ってどこや思う。市民に知らず方法はないんやね。ホームページだけで冊子をつくるつもりもないということやね。

伊藤委員 きょう割と詳しい説明しとった。

高山委員長 詳しい報告づけが少し出てきたんかなとは。

山下委員 そよ風に載せるとかって言われませんでした。

高山委員長 今まで載ってきとんだらうけどホームページに載せるなんてことはなかったんで、ある程度理解として申し伝えられたんかな。

稲田委員 そよ風に載せる言うたかって乗りきらへんわね。

高山委員長 実際に目を通すという市民の方も少ないんじゃないかなと思うんですけど、一応載せていただいたということだけでもここはいいんかなと思うんやけど。それについてどないかな、議決案件でもないんやけど。先般も、前回の委員会のときも意見としてはそれほどなかったもんで、どういうふうに大畑議員がそういうふうに言われておるんやけど、今回も意見として主な意見もなかったし、当局のほうもホームページに記載するというに至ったということのを伝えといたらどうかなと思うんですけども、いかがでしょう。そこまで進展があったということで。その内容について当局等呼んでですね、これは文言についてはどうかというようなこともそりゃやったらいいんだらうとは思いますが、そのあたりいかがでしょう。別段そこまでしなくてもいいんじゃないかないう意見もあるかもしれせんし、別の時間を設けてやることも当然。

西本委員 話も出なかったっていうこと。

伊藤委員 うちの委員会が言うたやつはきょう説明してはったで、きちっと。

高山委員長 質疑応答の文章読んで。

(「きょう説明しとったのはそう違う。」の声あり)

上位法が変わったから文言の訂正ぐらいで、内容的にはそれほど変わっていないということなんで。

いかがですか。

稲田委員 どんな意見書ができたか知らんねやけどね、意見書できているのか。

高山委員長 意見書は全く出ていない。もううちの総務委員会としては、主な意見もないから提出しないということになっておるんです。けどまあ出てないけどおかしいということ。

稲田委員 論点整理も何も出てないんですか。人権に関しては。

高山委員長 論点整理も何も。

稲田委員 するところがないですね。

高山委員長 口頭だけで論点整理、ここをこうしてもらいたいというようなことはなかったわけで。

稲田委員 もうちょっと総務でもんでくれたらないう話を聞いたけども、何をもむ

んかちょっとわからん。

高山委員長 内容ね。いわゆる内容は国の上位法が変わったから文言差しかえというようなことだけだったんです。

伊藤委員 だからこないだね、委員長が恐らくいうとったんやろ思うんやけど、人権推進計画の改定に伴う関係事業の新たな展開等について説明せいで恐らく言うとってんやと思うで、全部これ報告があったでしょう、こないやりますいうて。これでええんちゃうん。回答がちゃうと出てきとんやさかい、うちの委員会から。出てますよこれ、きちっと、こないだ話し合い、ここに。

高山委員 きょう説明があった。

西本副委員長 きょう説明があったよ。

高山委員長 ホームページに記載するとかいう話をされとったでしょう、だから。

伊藤委員 これ渡したらええよ。

高山委員 よろしいですか。これを渡して御理解をいただいたらなと思います。それでよろしいですね。

上長次長 この計画自体出すの重要な計画の変更やという捉え方で、その中で委員会としていろんな意見だったりとか集約せなあかんのちゃうかいう協議会での話やったと思いますので、内容については特に別段問題はないけれども、周知方法についてはもっと研究する必要があるんちゃうかということで、今回担当部のほうから説明に上がっていただいたという経緯です。

高山委員 そういうことね、取りまとめしてくれとってやで。

稲田委員 大枠やで細かいこと何も書いてないもんね。

伊藤委員 そやから学校と地域社会というて全部こうやってますって、こないだ出とるんやからこれでええと思うけどな。

高山委員長 回答やんな。

伊藤委員 回答したんで。

高山委員長 ほかに何か御意見等が。

西本副委員長 そよ風で出すとか言うとったやんな。

伊藤委員 それも回答でちゃんとしたんです。

高山委員長 ほかに何か、ありましたら。

ないようでしたら付託案件の賛否を問いたいと思いますけれども。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

高山委員長 これ分科会のほうが先。

上長次長 お願いします。

( 常任委員会 )

続いて第70号議案 宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について賛否を問いたいと思います。

賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

高山委員長 挙手全員であります。

それでは続きまして、第73号議案 消防ポンプ自動車購入契約の締結について賛否を問いたいと思います。

賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

高山委員長 挙手全員であります。

第74号議案 教育用タブレットP C ・大型モニター購入契約の締結について賛否を問いたいと思います。

賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

高山委員長 挙手全員であります。

全会一致で全案可決であります。

高山委員長 ほかに何かございましたら、その他。

【 継続調査事項及び次回日程等を協議 】

高山委員長 閉会挨拶。

西本副委員長 本日は長時間お疲れさまでした。またほかへ向けてよろしくお願ひします。

( 午後 2 時 5 0 分 閉会 )

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、確認しました。

宍粟市議会総務文教常任委員会 委員長 高山政信



平成28年度第2回総務文教分科会会議録

日 時 平成28年6月8日(水曜日)

場 所 宍粟市役所501会議室

開 会 6月8日 午前10時30分

次 第

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 協議・審査事項

(まちづくり推進部)

第71号議案 平成28年度宍粟市一般会計補正予算(第1号)の関係部分  
(教育委員会)

第71号議案 平成28年度宍粟市一般会計補正予算(第1号)の関係部分  
第70回宍粟市議会定例会付託案件に関する意見及び賛否確認

4. その他
5. 閉会

出席委員

委員長	高山政信	副委員長	西本諭
委員	稲田常実	委員	岸本義明
"	山下由美	"	伊藤一郎
"	秋田裕三(議長)		

出席説明員

(企画総務部)

企画総務部長	中村司	企画総務部次長	名畑浩一
企画総務部次長	世良智	地域創生課長	山本信介
総務課長	三木義彦	財務課長	砂町隆之
財務課副課長	小椋憲樹	秘書広報係長	西嶋知栄

(まちづくり推進部)

まちづくり推進部長	坂根雅彦	まちづくり推進部次長	平瀬忠信
まちづくり推進部次長兼人権推進課長	富田健次	市民協働課長	樽本勝弘
人権推進課副課長	柴原宏二	人権推進課副課長兼係長	大田敦子
消防防災課長	田路仁	消防防災課副課長	鳥居長則

(教育委員会)

教育部長	藤原卓郎	教育部次長	前田正人
学校教育課長	山本哲史	教育総務課長	橋本徹
こども未来課長	中尾善弘	社会教育文化課長	田路正幸
こども未来副課長	福井由貴	給食センター所長	大前和弘

事務局

次長 上長 正典

(午前10時15分 開会)

高山委員長 それでは引き続き始めさせていただきたいと思います。

まちづくり推進部の関係を審査させていただきたいと思います。

まずはもって71号議案の関係部分ということで分科会に付託されました部分について審査を行いたいと思います。それではよろしく願いいたします。

坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 71号議案補正につきましては、旧教育集会所の関係の補正、さらには防災センターの修繕の関係の2件を挙げさせていただきます。いずれもこの6月議会にかけさせていただいて、早期に対応していくというものが必要だというふうに判断していますので、何とぞよろしく願いしたいというふうに思います。

それでは次長のほうから説明をさせていただきます。

高山委員長 平瀬次長。

平瀬まちづくり推進部次長 それでは第71号議案の説明に入らせていただきたいんですけども、最初に本日お配りしております予算決算常任委員会資料総務文教分科会の資料3ページをお開きいただきたいと思います。教育集会所の現状という表があるんですけども、その1番左の施設名の欄のAとBということになっただけですけども、済みませんが上のAにつきましてはB、下のBにつきましてはAの変更をお願いいたします。

(「3ページだけ、2ページはいいんですか」の声あり)

(「2ページはいいです。」の声あり)

(「2ページのAとBひっくり返すの」の声あり)

(「3ページ、3ページ」の声あり)

高山委員長 引き続き。

平瀬まちづくり推進部次長 それでは一般会計補正予算のまちづくり推進部の関係分につきまして、説明をさせていただきます。議案書の補正予算書8ページをお願いいたします。まず、総務費の地域振興費に旧教育集会所整理等事業補助金として、2自治会分として総額8,440万円を計上させていただきます。この旧教育集会所の補助金につきましては、昨年来集会所の廃止と譲渡につきまして関係自治会と協議させていただきまして、一定の理解を得られたことから、本年3月に教育集会所条例を廃止させていただき、関係自治会の地域コミュニティの拠点として活用すべく、財政的には支援を行うものでございます。補助率と補助額につきましては委員会資

料 1 ページから 10 ページにありますように、既存の床面積部分につきましては、旧教育集会所整備事業補助金交付要綱により床面積に 23 万円に消費税を超えた金額をかけた金額の 10 分の 9 と、既存床面積を超える増築部分につきましては、自治会集会所施設整備等事業補助金交付要綱にあります自治会世帯数に 3 万 5,000 円を乗じた額か、補助対象事業費の 3 分の 1 のいずれか低い額で交付することになっており、2 自治会合計で 8,440 万円を計上させていただいております。なお、委員会資料の 4 ページから 6 ページにつきましては、旧集会所整備事業補助金の交付要綱も載っておりますので参考にさせていただきたいと思っております。いずれの自治会におきましても本年 5 月に各自治会より平成 28 年度の整備計画の報告と補助金要望がございましたので、今回の 6 月補正の要求となっております。次に同じページなんですけども、消防費の防災センター管理費に建物の東・西・北面の外壁タイル及び窓枠の漏水防止の修繕工事費 2,500 万円を提示させていただいております。委員会資料 7 から 8 ページを見ていただきたいと思うんですが、防災センターの建物の東・西・北面の外壁タイル及び窓枠の漏水工事の修繕工事につきましては、昨年より窓枠等の漏水が発見されたことを受けまして、本年 1 月に南面の窓枠漏水工事の施工時に、南面の壁面タイルが躯体から浮いている箇所が判明いたしましたので、変更契約で南面だけの壁面タイル修繕工事を施工させていただきましたが、残りの東・西・北面においても同様の状態が想定されますので、センター利用者の安全対策上緊急を要するものと判断させていただき、6 月補正に計上させていただいております。

次に、予算書の 7 ページなんですけども、歳入のほうに市債の総務債に 8,010 万円を計上させていただいております。これは先ほど説明いたしました旧教育集会所整備事業補助金に係る合併特例債を充当するものでございまして、総務債に 8,010 万を計上させていただきます。なお、先ほど旧教育集会所の補助金の説明の中でも申し上げましたが、旧集会所施設整備事業補助金交付要綱につきましては、自治会集会所につきましてはふれあい喫茶であるとか、いきいき百歳体操など、利用は増加をしておる状況でございまして、地域コミュニティの核となる施設になってきております。それで、なっておりますが会員数の減少もありまして、各自治会では良好な状態にすることが困難となってきておりますので、現在担当部のほうで対象事業費の下限の金額や補助率について現在見直しを検討させていただいております。早急に補助金交付要綱の改正案を作成させていただきまして、本委員会にも提示させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で 6 月補正予算の説明とさせていただきます。

高山委員長 それぞれ関係部分について、説明が終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。どなたからでも挙手にてお願い申し上げます。

稲田委員。

稲田委員 教育集会所のこの増改築の件なんですけども、僕もちょっと勉強不足でわからんですけど、新築と増改築の大きな違い、基礎の部分もあると思うんですけども、どの辺を基準として増改築と新築の区別がありますか。

高山委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 新築につきましては、基本的に建てかえというのが新築というものを指していると思います。増築の場合には今の施設に新たに建て増しするとか、それから例えば会議室を大きくするために広げていくとか、改築の場合には屋根部分であるとか、壁部分であるとか、建物の本体部分でいうんですか、躯体の部分であったりとか、それからトイレの改修というんですか、そういったものを考えております。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 一般的にはそうやと思う、僕もそういう認識があって、何でこれを聞かいうたら、山崎小学校が建てかわったときに改築みたいな形で新築じゃなかったですね、工事自体が。それで新築か改築かの基準ていうのはどういう基準なんか思ったんですけど、あれはまた違うケースなんですか。

高山委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 こちらのほうは市の施設を地元のほうにお渡しして、新たに建て直しをされるということで、新築ということなんですが、建築用語で改築といった場合は、今の施設を除去して同じような施設を建て直すというのを改築というような表現をしております。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 だって元の原形何にも残ってないですよ。1つの、校門しか残ってないですよ、山崎小学校の場合ね。そのときに何で改築やったんかということをお聞きしとんで。あれも新築やけど一応世の中の反発を気にして改築という言葉が使われたんやったらそれはそれでいいですけども。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 基本的に新築っていう、建築基準法上の新築というのは同じ建物を同じ場所に建てた場合は新築というような位置づけをされないということにな

っているかと思うんですけど、ちょっと確認しないといけないと思うんですけども。違う場所に同じような建物を建てられたら新築という扱いで、そこを潰してそこに建てられたら改築という扱いというのもちょっと建築基準法上そういうふうになってたと思うんですけども、ちょっとまた確認して報告させてもらったらなと思うんですけども。

稲田委員 同じ土地のところに、向きがどうであろうが、僕は改築というのは例えばビフォーアフターじゃないですが家をてこ入れしたり、今おっしゃったように屋根やトイレ、ああいうのを改築とか増築、造作いろいろな言葉あると思うんですけど、全く潰してしまって元のものを潰してしまって新たに建てると新築やという認識やったんで、そうじゃないということですね。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 ちょっと確認させていただいたらと思うんですけども、公民館の改修の部分でもそういった議論があって、新築という取り扱いはその場所を潰して同じものを建てたら新築というような表現は使わないというふうになっていたと思うんで、ちょっとまた確認させていただいて、報告させていただいたらと思います。

高山委員長 岸本委員。

岸本委員 工事の単価ですけどね、一応上限が決まっていますね。その上限を採用していますね、今回。上限ということはそれ以内でもいいということなんで、その上限をとった理由いうんか、どういう形でなぜ上限を採用したのか。

高山委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 まず上限を設定させていただきましたのは、施設の改築とかされる場合に補助率が10分の9ということで、それは施設の中身を非常に華美というんですか、過大な施設整備をされたときに一定の基準を設けないと天井知らずというんですか、そういったこともございますので、まず上限を設けたというところなんです。それから23万円、消費税抜きなんですけど、その費用につきましては、直近のそれぞれ自治会で集会施設等整備されておるということなんですけど、そちらのほうの費用を参考にさせていただいて、23万円という費用を算出させていただきました。

岸本委員 別に業者に見積もりをとったとかそういうことはやっていないわけですね。

高山委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 単価を決定するのにどこかの事業所の見積もりをとったということはないです。

高山委員長 西本委員。

西本委員 その23万円ですけども、建築単価、変化しますよね時代によって、そういうものは加味されるんですか。

高山委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 先ほども説明させていただきましたけれども、最も直近の部分の複数の施設から参考にさせていただいて、単価を決めさせていただいております。

岸本委員 直近、どこにあったのですか。

高山委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 閩賀の自治会さん。閩賀と与位と参考にさせていただいて。

高山委員長 岸本委員。

岸本委員 それがそれぞれ何ぼだったんですか。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 ちょっと調べさせていただきます。

高山委員長 暫時休憩しましょうか。暫時休憩。

午前10時41分休憩

---

午前10時45分再開

高山委員長 わからなかったら後ほどでも資料出していただいたら。そうしてください。

休憩を解きます。

続いて。

山下委員。

山下委員 質問を、旧教育集会所についてお尋ねしたいんですけども、この教育集会所の歩みというか歴史というか、私も私なりにいろいろと人に聞いてみたんですけども、本当のところどのような形で現代にいたったのかということをお教えいただきたいなと思うんです。例えば教育集会所を使われていた自治会においては、管理費等は市がずっと出している状態が続いていたと思うんですけども、これが今度3月の議会のほうに集会所の設置条例の廃止が出てきて、ほとんどの方が賛成、市民の方も議会のほうも賛成ということで、集会所が廃止になったというのは

現状に合った対応だったなと思うんです。それで、今度その教育集会所を公民館として地域ふれあい事業とか使うということで、建てかえする自治会が2カ所出てきたということなんですけれども、それ以前の、例えば教育集会所のあった地域においては既に公民館があるということで、私人に売り渡すところも出てきたりもして、それぞれ地域によって状況がまちまちなのかなというふうにも考えたりして、実際のところどういうふうな形で今日に至ったのかなというところを説明していただけたらなと思うのでお願いいたします。

高山委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 教育集会所につきましては、教育集会所事業を展開する拠点という位置づけで昭和40年代の対策と、ここから地域における学力向上とかそういったことに取り組んできたところであります。そういった中、近年については少子化とか高齢化とか地域のことそれから、集会所を使用されている自治会施設としての利用もあったりというような実態もございますので、今回それと教育集会所事業を進めるにあたって、必ずしも教育集会所施設というのが必須のものでないと、教育集会所事業につきましては人権ふれあい学習事業というような名称の改正もいたしまして、広く小学校区以上の範囲で交流に主眼をおいてという形で事業取り組んできております。そういった中先ほど言いましたように、教育集会所が事業を展開するにあって必須の施設ではないという判断をさせていただいて、関係する自治会と協議をさせていただいて、今回条例の廃止というところにしたところなんです。自治会について教育集会所を必要とされますかということで、打診をさせていただいたんですが、一部の自治会については自治会館があるので要らないよということで、そういったお返事をいただいた上で、市有財産の売却というんですか、そういったことを行ったところもございますし、まだ引き続き自治会の集会施設として利用するということが意向を示された場合には、建物も老朽化しておりますので、その分の補助金ということで今回補助制度を設けさせていただいてそれぞれの自治会に提案させていただいたところ、関係する自治会のほうから要望がありましたので、今回補正を上げさせていただいているところです。

伊藤委員 いいですか。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 次、全然違うところですけど。

高山委員長 ほんならちょっと、西本委員。

西本副委員長 教育集会所、今整理してるんですけど、2カ所が利用するというこ



となんですけど、ほかもあると思うし、また市内には似たような施設もあると思うんですけど、その辺の計画なりそういうのは何かありますか。

高山委員長 富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 ほかの関係する自治会においては、伝え聞いておりますところでは建設委員会とかいうのも設置されて、今後どういうふうにしていこうということを協議されている自治会もありますし、まだそこに至っていない自治会もあるということで、他の自治会についてはまちまちという状況でございます。ただ、今回の制度の説明もさせていただいているところから、役員会等では一定の相談協議はされているのかなというふうに思っております。加えますと前向きに検討されてるんじゃないかなと。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 ちょっと確認、防災センターの前に説明があって、南面から始まって、それでその工事は終わったんですね、それで足場だけ残っているような状態なんですけど、足場を利用してということは、最初のY社の足場を、6番のところに設置している仮設足場を利用しということで、アンカーピンまでがその足場の、ということで次の工事はまた一から足場を組んでということなんですか。

高山委員長 田路課長。

田路消防防災課長 6番に書いているのは、そうです南面のときの足場を利用して南面のみアンカーピンを打ちまして、今度の6月補正で上げる分は新たに足場を仮設しまして同じ工事を行っていく。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 20年ぐらいになるんですかね、あの防災センター。ちょっといつできたんか忘れたんですけど、こういうタイルって一遍これをこういうぐあいに壊れると、なかなか元の状態に戻りにくいもんやと思って、今回この2,500万かけて、まあもう少し増えるかもわからへんその2割程度何かって書いてあるんで、北・東・西と補修して行って、やはり永久的にもつものやないと思うんですけども、やっぱりこのままタイル張りを維持していくほうがええんですか。新たな側面とかいうことは経費的にどうなのかわからんですけども、これ例えば10年、15年に1回こういうことをやっているというのも何かこの不経済な気もするんですけども、やっぱり仕方ないものなんですか、こういうのは。

高山委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 今おっしゃっていただいたことについて、将来的にはど

うすべきかということについては十分検討する必要がある、まだ全面とかいうところではなしに、一部の補修というところで1割が多いのか少ないのか、2割が多いのか少ないのか、2割が最大というふうに思いながら検討しておりますけれども、南面の状況からすると1割前後に収まらないのかなという想定もしながら今回継続させていただきます。その範囲、今回は修繕をさせていただきますけども、また20年、30年たった段階で同じ方法でするのがいいのかというのは、断層も抱えている地域でございますので、タイルをはがして行って別の壁をつくっていくと、塗装するとかそういったことも検討の1つには上がってくるというふうには認識しております。

高山委員長 西本委員。

西本副委員長 防災センターは免震構造になっとんですね、それがゆえにタイルがはがれやすいとかそういうことはまた別の問題。20年ぐらいしかたっていないということはちょっと、そういうこともあるんですか。

高山委員長 田路課長。

田路消防防災課長 今回のそのタイルの件に関しましては、主な原因としましては水が入ったと、水が入ってそれによって中のタイルと躯体のほうにすき間が生じたということを報告を受けておりますので、免震構造と関係ないという考え方です。

高山委員長 西本委員。

西本副委員長 やっぱり防災センターという特殊な施設だけに、今回の一連の工事は非常に無駄ですよ。無駄な工事といえますか、もっと整理したらちゃんとできたという気もするんですけどね、例えばこういう建物については5年なり、何年なり、一斉点検するみたいなそういう考え方に、でないとおっちもこっちもまた出たまた出た、こういうことやってると非常に経費もかかるし、納得できないことが多いんでね、そういう考え方を、今回別として将来的に考えていったらどうですかね。

高山委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 おっしゃっていただいたとおり以後こういう、本当はもう少しもつべきものだろうというふうに我々も思いますんで、それには何かどっかで欠けていた部分があるかもわからないということで、点検作業をしてきながら、必要なわずかな金額で、対策が取れる状態の段階で事前に前へ前へという形で、前もって、前もってという思いで整理をしていきたいというふうに思います。

高山委員長 西本委員。

西本副委員長 さっきも言われたけども、2割という予測をされてますけど、今ま

での経験からいくとほんまに2割でおさまるんかなという気もしますんでね、そういうことでまた出ましたとかいうことがないようにお願いしたいと思います。

高山委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 さっき説明をしましたように、まだ足場を組んでいないので、どの程度の影響範囲があるのかという部分が非常に不透明な部分がございます。事業発注をして、打音調査をして最終的な量を確認するということになりますので、今のところこの量というところも想定の中で補正をさせていただいているというところで、何とか精度を、業者とも十分話をしていきたいというふうに思います。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 議案と関係ないんで、ちょっと防災センターのことというたらついでにお聞きしたいんですけど、今社会福祉協議会がこの中で活動されてて、やはりあそこにある利便性というのが1番なのか、例えばほかの町でいうともう少し拡散されて、山崎でいうたら学遊館なんかは拠点になっている部分もあるんですけど、どうしてもへんぴというんですかね、離れたところにあるんで利用勝手が悪いのかわからんですけども、今の社協に行ってみますと、中に入っても物すごく手狭で、行事とかそこで、2階・3階・4階で行われるので社協がここにあつたらええという考え方もあるのか、それとも例えば移転も考えて、社協からそういう要望が出てるかわからんですけども、その地域の人のお話も聞きもってないんですけど、そういう声は出てないですか、その移動とか今の場所、ほんというところ防災の拠点で社会福祉協議会があるのがええのか悪いのかわからないんですけど。

高山委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 社会福祉協議会があそこに入った経過というのは従前、旧町山崎町の時代に老人福祉センターというのがございまして、その中に社会福祉協議会事務所がございました。そこを撤去するというところの経過の中で防災センターの1階にそのスペースを設けるというふうな社会福祉協議会との協議の中であそこに入っていたというふうに理解をしております。防災センターが建った段階からもう既にあそこが社会福祉協議会におっていただくところというところでの確保をしたというところでございますんで、あと社会福祉協議会がその後事業の展開、あるいは合併も経て、防災センターに常駐する職員の数がふえたという部分がございますので、一部他のところに相談室を設けるなど市との協議の中でその辺の配慮はさせていただいているというところでございます。

高山委員長 山下委員。

山下委員 防災センターのタイルの件のなんですけれども、最高2割の修繕想定しているということなんですけれども、防災センターといったら地震体験でわあっと揺れるじゃないですか。会議室にいても地震や言うて驚かれる方もあるぐらいやから外壁とかは揺れてて、タイルというのが不適切というようなことはないんですか。

高山委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 先ほどの今回の要因としては目地部分等から雨水が入ったことによる剥離が一応みられるというふうに我々理解しております。伝わってきているのかなというふうに思うんですが。

山下委員 全く影響ないんですか。

坂根まちづくり推進部長 その影響あるかないかというのは専門家でございますので、少しここでお答えすることができない状況ですけれども、今回の原因は雨水というふうに業者のほうからも聞いてますし、そういうことだというふうに思っております。

高山委員長 1点だけちょっと副委員長よろしいですか。

高山委員 先ほどタイルの剥離の話が出たと思うんですけれども、これも我々も建設関係に携わったものですからお尋ねしたいんですけれども、新たに今回の予算でタイルを補修するというんですけれども、20年近くたってますか、これ建物15年ですか。この建設時期は。

西本副委員長 田路課長。

田路消防防災課長 平成12年竣工なんで16年目になるんですけど。

高山委員 16年目に入ってるんですか。前防災センター建てた業者にはもうそういった部分で責任の追及はできないと思うんですけれども、新たにですね、新しい松本工務店さんがやられたと思うんですけれども、工務店さんが請負をされた場合ですね、例えばこういった補修とか修繕に関しての補償期間というのが設けられると思うんですけれども、そういったあたりは何年という決まりはあるんですか。と言うのもですね、建物ですから当然のことながら劣化する、もちろんそうなんですけれども、そういったあたりきちっとしとかなんだらあかんのかなと思うんですけれども、そういったあたりいかがなものかなかなと思うんですけれども。

西本副委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 それぞれそういうことあることも、新築の場合にはいろいろな部分あることも想定しているんですが、今回修繕の部分についてどういうふうに取り扱うかという契約担当課と調整をしてまた報告したいと思います。

高山委員 大事なことですよね。そういうふうなことでやはり補償期間というんが当然設けてなかったらいかんだろうと思うし、そういうことぐらいは業者さんは当然心得ておられるんだと思うんですけども、一度こういった剥離があったらまた、のようなことも考えられるんでね。そのあたりしっかりと見届けていただきたいと。先ほどいろいろと副委員長のほうから出ておりました、公共施設の建物についてですね、やはり定期的なきちとした点検というのが大事かなと、やっぱり大きく劣化が進むまでにですね、最低の期間で補修すればですね、長期に建物がまたそういった公共施設が使えるというのがこれも建設省もやられておるんで、そういったことですね、ぜひとも市のほうでも取り組んでいただきたい。そのことはほかの業者さんもそら当然のことながら、しっかりとしたコンサルタントさんがいらっしゃいますんで、そのあたりしっかりと見届けていただいて、最小限見とどけていただきたらなと思います。その点をよろしくお願いしたいと思います。

西本副委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 今宍粟市のほうでは公共施設の総合管理計画というのを作成しております。以前からもその方向性に転換していますが長寿命化というところでの方向性を出しております。そのことも踏まえて今おっしゃっていただいたことが非常に重要だというふうに考えておりますので、以後そのことに努めていきたいと思っております。

高山委員長 ほかに。

富田次長。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 先ほど岸本委員からございました参考とした自治会集会施設の単価ということでございます。

聞賀につきましては、平成25年に建築をされておまして、約平米当たり税抜きなんですけど16万円、それから与位の場合は22万9,000円、これ税抜きでございます。それから建設資材の上昇とかそういったことも勘案させていただいて、今回消費税別で23万円ということで主には直近、与位が平成28年になってるんですけども。

設計額としてその資料をいただいておりますので、それを参考にさせていただいたということでございます。

高山委員長 聞賀が16万、それから与位が22万9,000円やね。

西本委員 28年でええの。

高山委員長 ちなみにお聞きしたいんですけども、聞賀の建設木造だったり鉄筋だったりしてあると思うんですけど、単価がまた違ってきますんで、聞賀の場合は。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 いずれのところも木造の平家建てでございます。

高山委員長 いずれも。

富田まちづくり推進部次長兼人権推進課長 はい。

高山委員長 えらい違うな。

ほかに御意見、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

高山委員長 それでは、まちづくりの関係でございますけれども分科会の関係を閉じさせていただきます。

午前 11 時 07 分休憩

---

午後 0 時 58 分再開

(教育委員会)

高山委員長 午前中大変御苦労さまでございました。

引き続き午後も教育委員会の関係よろしくお願いを申し上げたいと思います。

まずは、分科会のほうから入らせていただきたいと思います。それでは説明を受ける議案ですけれども、71号議案の一般会計補正予算の関係部分から説明をしていただきたいと思います。

それでは藤原部長。

藤原教育部長 それでは71号議案につきまして教育費に係ります学習支援ツール費用ということで、提案させていただいております。

早速担当の山本課長のほうから説明させていただきます。

高山委員長 山本課長。

山本学校教育課長 資料として提出をしております補正予算の概要書、そして学力向上のイメージ図に基づいて御説明を申し上げたいと思います。

まずイメージ図のほうをごらんいただけますでしょうか。文部科学省が示します確かな学力の用途はゆるぎない基礎・基本、そしてそれらを活用した思考力・判断力・表現力、さらには生涯にわたって学び続ける意欲の3つであります。近年の学力分析から本市の児童・生徒については思考力・判断力・表現力だけでなく、基礎的、基本的な知識・技能の習得に課題があることが明らかになってきています。教育委員会としましては、数年前から学力向上検討委員会を立ち上げまして、本市における学力学習状況の分析を進めるとともに、学識者の指導助言を仰ぎながら学

校現場における授業改善について提言をし、それぞれの学校が積極的に学力向上の取り組みを啓発をしてきたわけですが、それでも学力はじわじわと下がり続けてきております。さらには右下の部分ですけれども、苦手なところや定着状況が十分でないところの克服につながるような指導や、学習習慣の確立につながるような取り組みの充実が急務であるという認識はしていたのですが、これらの取り組みに関する各学校への支援については、残念ながらこれまでできておりませんでした。学力向上の取り組み、教育委員会はP D C Aサイクルの中でプラン実践・プラン評価の部分を支援していきたいと考えておるんですけれども、プラン実践Dの部分なかなかできていない、そういう状況であります。そんなとき、県教委から学習支援ツール活用モデル事業の募集がありました。教育委員会としましてはこの県の補助事業を有効活用することにより、授業の進みぐあいや、児童生徒の習熟度に合わせた学習プリントの活用が進んで、個々の課題に応じた指導の充実を図ることができるようになると考えております。本市の喫緊の課題であります基礎的・基本的な学力の定着について、極めて有効な対策が取れるようになるというふうに考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

資料1のほうに戻っていただきまして、本事業の概要ですけれども、先ほど申し上げたとおり、県の補助事業でありまして、県費2分の1補助というふうになっております。基本的に3カ年継続の事業ということになっていること、また御確認お願いしたいと思います。1年当たりの総事業費は、上のほうに書いてありますとおり259万2,000円、よって2分の1県費補助ということですので、市の負担分は129万6,000円ということになります。全ての小学校13校、全ての中学校7校に契約をして取り組んでいただこうというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

高山委員長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。どなたからでも。

稲田委員。

稲田委員 具体的にこの学習プリント扱いのWebサービスのことなんですけども、ちょっともう少しわかりやすく、どういう。

高山委員長 山本課長。

山本学校教育課長 学習支援ツールの概要を申し上げます。契約した学校に勤務する全ての教職員が、ログインをして教科書に対応した学習プリントを豊富なライブラリから選んだり、個々の問題、一つ一つの問題を選んでオリジナルの学習プリントを作成したりできるというWebサービスです。昨今こういったサービスが非常

に充実してきておりまして、教科書出版社でありますとか、大手の学習サービス提供会社などがこういったWebサービスをしておりますけれども、イメージ的にはA4大の学習プリント、テストのような40分も50分もかかる、そういったプリントではなく、10分、長くても15分程度ではやり切れるような確認用のプリント、定着用のプリントが活用できると。主たるサービスはそういうことになっております。なお、この中で教育委員会のほうから求めておりますのは、当然問題させるだけでは学力がついてまいりませんので、問題解説用のグラフや図表やそういったものを備えている。そういった機能もサポートしてくださいというふうに求めているところであります。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 昔と今は違うと思いますけど、昔やったら学校の先生が問題をつくったり、もちろん添削もしますし、その作業が楽になるということですか。それとも従来のテストはテストで考えられるんですけど、その前に重点的に1つの問題について掘り下げるために、まあ言ったら素材集みたいなもんじゃないですか、そっからとるっていうのはね、その契約料という形なんやろうけど、先生の仕事量は変わらないんですか、減るんですかね。

高山委員長 山本課長。

山本学校教育課長 先生方、もちろん保護者の負担によりまして、各種問題集でありますとか、学習プリントを購入させてもらい、それを活用しているんですけども、現状でいいますと、例えば1つの単元、小学校2年生の掛け算でございます、そういったところのプリントが1枚ある、それをやってみてよくできた、よくできていないということは当然判断できるわけですけども、1枚やり切ってしまうと終わりですよ。このサービスというのは1つの単元、1つの学習箇所について4段階にレベルアップしていく、大体問題を備えているというのが多くの会社のシステムであります。3段階の会社もございます。そういうことによって、繰り返し同じところでも定着を深めていける、またできた子についてはレベルアップも図っていける。それから先ほど申し上げたように、オリジナルのプリントを作成できますので、例えば小学校3年生の担任の先生が、2年生のときの掛け算に戻ってこの子は指導したいというような場合でも、簡単に豊富なライブラリから問題を選択することができますので、本当に一人一人の学習状況にあった支援ができる、こういったことをWebサービスなしで先生方に求めようとすれば、先生方はまた次の教材を買わなければいけない、次々買えないですよ。事実上そういった教材の準備は



できないと、現状ではということになりますから、一人一人の学力向上に向けて手厚い支援がしていけるのではないかなというふうに考えてございます。

稲田委員 最後に。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 ということは先生が自分の意思でダウンロードするのを選ぶということですね、段階に応じて、能力に応じて変わるということ。もう1個お聞きしたいのが、Webサービスということなんで、例えば一般家庭がこのWebサービスに登録するということは不可能なんですか。

高山委員長 山本課長。

山本学校教育課長 サービスによっては各種会社いろいろございますので、そういったサービスを提供している会社もございます。ただ、今回の場合は教員の学習指導者のそういった取り組みを支援するという観点に立っておりますので、教員のみがこのサービスには接続できると。それだけの契約料というふうに考えています。

高山委員長 ほかありませんか。ないですか。

山下委員。

山下委員 児童生徒の各個人個人、一人一人のその習熟度に合わせて4段階で指導するということなんですけど、指導してくれている先生はやっぱり1人になるんですか。4段階やから、やっぱり個々人わかりにくい言葉の中にもこうしたらわかるというような方法があるので、1人の先生だったら大変になるんじゃないかなと思うんですけど、やっぱり先生は1人の先生が指導するということにはなるんですか。

高山委員長 山本課長。

山本学校教育課長 もちろん、指導者は基本的に1人でございます。ただし、県教委のほうがですね、少人数指導に資する教職員の加配というものをしてきておまして、小学校では主に算数、中学校ではいろいろ教科はございますが、主に英語、数学、こういったことに少人数授業、複数名で指導に当たれる体制というのをつくってくれております。そういったきめ細かに少人数で指導をする際にはレベル的に難しい問題を同じ学習箇所でも1つでなく2つ、2つでなく3つ、現在確認しておるところでは最も多いサービスで4段階の難しさ、難易度のプリントを用意している、そういうところがございますけれども、それを使い分けて指導することができるので、大変学校現場の補習授業も含めて有効なシステムなのかなというふうに思っております。

高山委員長 岸本委員。

岸本委員 それは使用料ですね、ということは1年間の使用料ということで、これはずっと継続していくという気持ちで今回申し込むということですね。

高山委員長 山本課長。

山本学校教育課長 もちろん3年間の補助事業ではありますが、必ずやこれは成果も、教職員の負担軽減にもつながる効率のよいシステムだというふうに我々判断しておるところです。ぜひとも県費負担の補助が終わりました後も続けて取り組みをさせていただきたいというふうに考えております。

高山委員長 山下委員。

山下委員 この学習支援ツール活用モデル事業ということで、これは全く宍粟市が初めての事業になるんですか、それとも既にされたところがあって、結果が出ているところとかがあるんですか。

高山委員長 山本課長。

山本学校教育課長 もちろん、県の補助事業としては今年度からということになっております。よって、こういったWebサービスが立ち上がったのはそんなに古いものではありません。ただし、神戸市につきましては既に平成27年度から全ての中学校、それから小学校では約3分の1強程度の研究してつくりまして、このようなサービスの導入をしていると聞きます。まだ1年経ったところですので、これだけの成果がありましたというプレスはございませんが、必ずやこういうところでは、既に実施の途中で教職員の使いやすさでありますとか、負担軽減であるとか、それから個々に対応できるようになったという感想は寄せられているというふうに聞いておりますので、あとは学力かなというふうには考えております。

高山委員長 西本委員。

西本副委員長 ちょっと前提に戻ってしまうんですけど、さっき宍粟市の子供たちの学力が下がったというふうなことをちょっと言われましたけれども、宍粟市は優秀やと思とんですけど、何かそういう原因というか思い当たるものはあるんでしょうか。

高山委員長 山本課長。

山本学校教育課長 原因がこれというのは特定はできておりません。ただ、御存じのとおりちょうど全国学力学習状況調査、ここ数年はずっと市の広報のほうでも公表させていただいているところです。細かく見ますと平成25年、26年、27年だけでもですね、かつては全国学力学習状況調査というのはA問題という基礎・基本を中心にみる問題と、B問題という活用力、いわゆる思考力・判断力・表現力を見る2

つの部分があるんですけれども、かつてはA問題、5年前ぐらいまではそこその範囲にありました。しかしこの3年間でもわずか1ポイントずつとはいえ、明らかに下がってはきています。それは小中学校同じ結果が出ていますので、基礎的・基本的な学力のないところに活用の力、思考力・判断力などはつかないというふうに思っておりますので、早急に手を打ちたいなというふうに思っているところです。

高山委員長 ほかにはどなたかございませんか。

西本委員。

西本副委員長 今回補正で上がってきているんですけど、その理由というか。

高山委員長 山本課長。

山本学校教育課長 本当に申しわけありません。平成28年3月にこの県教委の補助事業であります学習支援ツール活用モデル事業になっております、県の場合はモデル事業、の募集がありました。この事業は県教委としても今年度からの新規事業ということで、かなり重点目標に掲げられて、積極的に推進されたんですけども、やはり県の段階でもこの新規事業ということで3月のこの時期にならないと公表・募集ができなかったと。本市につきましても既にその時点では平成28年度の予算決定をさせていただいて、提出とさせていただいたそういう時期でありますので、時期は3月ですけども、この仕組みへの導入ということで御理解いただけたらなというふうに思っております。

高山委員長 西本委員。

西本副委員長 また別のあれかもわからんけれども、タブレットとかモニターを入れますよね、それとは全然関係ないことなの。

高山委員長 山本課長。

山本学校教育課長 先ほどあの、付加価値の部分なんですけれども、プリントは小学校で合計、1年生から6年生まで多いところだと3万枚を超えるぐらいの既にライブラリがございます。そういったサービスの中で、子供に提供していただくわけなんですけど、やらせっ放しではなかなか定着も図れませんので、解説の図や表、グラフそういう資料をつけてもらいたいということで仕様書には書こうと思ってるんですけれども、その解説を教室の大型モニターにタブレットで映し出して、連動してやることは可能というふうになっております。小学校については早速大型モニター・タブレットが導入でき次第、またこの学習支援ツールが導入できますとそういったものを通じて子供たちに説明、定着を図ることができるということになります。

高山委員長 西本委員。

西本副委員長 余計な心配なんですけど、そういうメディアとかをどんどん子供たちにふれさせていく、いいことなんですけどそのことによって、例えば僕らやったら辞書めくって調べたとかそういう力が、考えたり悩んだりする力が、パソコン1発で何でも調べられる状態になってる、そこももっと注視せなあかん部分があるんじゃないかと僕は個人的には思ってます。

高山委員長 山本課長。

山本学校教育課長 おっしゃるとおりだと思います。ただ、本市が導入予定しておりますタブレットシステムですけれども、通称、堺市が導入を最初に日本で始めたということで、堺スタイルと呼ばれておりますが、指導者用のタブレットということで、子供が使うということは前提としておりません。よって堺市は段階的に教員が使って充実をしていく、その次の段階で子供に入れていくということを描かれておりまして、我々としましても既に成果をあげておられるそういう先進地の取り組みに倣って、本市も段階的に取り組めたらなというふうに考えているところです。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 時代の流れを感じるんですけどね、恐らく今大学生なんかでもプロジェクターなんか使ってやる授業でも書くのを邪魔くさがって、皆携帯で大学生が撮って授業を受けていると、タブレットになって書く機会が少しずつ減ってくるんじゃないかという心配があって、これも時代の流れなんかだと、ただ今まではそういうこと、板書いいですかね、黒板の文字を書いたりして、もう書いているだけで1時間終わったというような記憶もあるんですけど、それを書かなくなって、今後またそういう形で教育も変わっていくんですけど、ある部分別の時間に書き取りの時間を行っているという話を聞くんですけども、そうなるとやっぱり2度手間になったりして、どうなんかなと僕も教育者じゃないんで、明確なことはわからんですけど、やはり書くことが薄れることによって学力に影響というのはないんですかね。タブレット使うことによって、やっぱり書く量というのはペーパーレスの時代で減っていくと思うんですね。

高山委員長 山本課長。

山本学校教育課長 書かないと学力が向上しないというのは、それは文部科学省が申しております。言語活動の充実の中には記録から始まりまして、記述、そのデータをもとにした討論とかですね、そういった言語活動を充実すべきということは10年ほど前からずっと発信をし続けているところでありますけれども、先進地で、指

導者ではなく児童生徒がタブレットを使っている、そういう先進地の取り組みを見ましても、やはりノートがあって書くという作業は取り上げていないというか、大学生がやっておりますように指導者が書かれた板書を写すためにあるものではないよという指導は徹底されているようです。効果的なところにのみタブレットを使うと。特にプレゼンテーションですよ。子供たちが何を題材にして、どういうグラフを題材にして説明していくのか。どういう絵をもとに説明していくかという、題材的なものに使われているというのが中心かなというふうに思っております。

高山委員長 岸本委員。

岸本委員 この前にICT活用事業ということで、先生の研修の話聞いたんですけど、既に研修も始まるとは思うんですけども、このツールに関しても先生の研修というのは必要じゃないんですか。

高山委員長 山本課長。

山本学校教育課長 大変簡単な操作でできるというもので。

岸本委員 操作はね、ただその活用。

山本学校教育課長 活用については、既に先生方が現在されている学習プリントを活用した取り組み、放課後学習の取り組み、それから朝の15分を活用したモジュール学習の取り組みがありますので、使えるところは幾らでもありまして、研修を特にこのことでやる必要はないのかなというふうには考えておりますが、これを導入したことによってどれぐらいそういった活動が充実したかという、事務局側の検証は必要かなというふうに考えております。

高山委員長 岸本委員。

岸本委員 その時期ですけども、前のICTのほうの時期と今回のツールの導入時期はいつですか。

高山委員長 山本課長。

山本学校教育課長 事業の総額からいいまして、プロポーザルという形をとらせていただこうと思っておりますので、その結果を受けてということになります。議会後まだどのぐらいでできるかという目途は立てておりませんが、既にプロポーザルの準備も進めておりますので、できるだけ早期に、ICTタブレットのほう納期12月末ぐらいだと思っておりますので、それに間に合うような形で。これは契約をただで導入はできますので、急いで取り組みたいなというふうに思っております。

高山委員長 よろしいですか。ほかに。

それでは71号関係については終了させていただきたいと。

分科会を終了いたします。

午後 1時23分休憩

---

午後 2時43分再開

高山委員長 それでは分科会の関係の審査を賛否を問いたいと思います。

第71号議案 平成28年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）の関係部分について賛成の委員の挙手を求めたいと思います。

（挙手全員）

高山委員長 挙手全員であります。

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、確認しました。

宍粟市議会予算決算常任委員会総務文教分科会 委員長 高山政信